

公益財団法人 交通遺児等育成基金

制 度 概 要		公益財団法人交通遺児等育成基金は、自動車事故により死亡した者の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った者の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援事業」の二つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています					
交 通 遺 児 育 成 基 金 事 業	拠 出 金 (加入時)	0~4 歳	5 歳	6 歳	7~8 歳	9 歳	
		700 万円	665 万円	630 万円	595 万円	560 万円	
		10 歳	11 歳	12 歳~12 歳 6 ヶ月未満 [*]	12 歳 6 ヶ月 ~13 歳未満	13 歳~13 歳 6 ヶ月未満	
		525 万円	485 万円	455 万円	430 万円	400 万円	
		13 歳 6 ヶ月 ~14 歳未満	14 歳~14 歳 6 ヶ月未満	14 歳 6 ヶ月 ~15 歳未満	15 歳~15 歳 6 ヶ月未満	15 歳 6 ヶ月 ~16 歳未満	
		370 万円	340 万円	310 万円	280 万円	240 万円	
	育 成 給 付 金 (月 額)						
		0~5 歳	6~8 歳	9~11 歳	12~14 歳	15~18 歳	
			32,000 円	40,000 円	45,000 円	55,000 円	70,000 円
	給 付 金 総 額	加入時年齢		受取総額			
0~2 歳		1,070~990 万円					
3~5 歳		950~870 万円					
6~8 歳		840~740 万円					
9~11 歳		690~580 万円					
12~13 歳		530~460 万円					
14~15 歳		400~330 万円					
育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満 19 歳に達したときの返還金はありません。							
そ 他 給 付	加入者が満 6 歳、満 12 歳および満 15 歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ 5 万（加入者が満 19 歳に達し、育成給付金の支給が完了するときには、完了給付金 3 万円）を支給します。						

交通遺児等支援事業	支給対象	自動車事故により生計を支えていた方(一般的には世帯主)が亡くなられたり、又は重度の後遺障害(自賠法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害(第1級から第3級に該当)が残った方の家庭で生活が困窮しており、かつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭を対象にしております。
	越年資金	自動車事故被害者家庭(義務教育終了前の児童がいる被害者家庭)のうち生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に支給します。 (金額) 児童1人につき25,000円
	入学支度金	自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童が義務教育を受けるために小学校又は中学校に進学する場合に支給します。 (金額) 児童1人につき50,000円
	進学等支援金	自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童が義務教育を終了し直ちに上級学校に進学又は就職する場合に支給します。 (金額) 進学又は就職する児童1人につき50,000円
	緊急時見舞金	1. 自動車事故被害者家庭のうち生計困窮家庭の児童又はその扶養者が死亡又は重度の後遺障害を被った場合に一家庭に対し10万円を支給します。 2. また、災害等により家屋が全壊又は半壊の被害を受けた場合は一家庭に10万円、その他の被害家庭には5万円を支給します。 (金額) 1家庭100,000円又は、50,000円
問い合わせ先		公益財団法人 交通遺児等育成基金 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階 フリーダイヤル 0120-16-3611 TEL:(03)5212-4511 FAX:(03)5212-4512 E-Mail : info@kotsuiji.or.jp ホームページURL : http://www.kotsuiji.or.jp